

法人指導監査の概要

令和3年8月31日現在

名 称	和泉福社会		
所 在 地	横浜市泉区和泉町1368-2		
実施年月日	令和2年11月11日	実施区分	実地監査
文 書 指 摘 の 内 容			改 善 状 況
改善を要する事項は次のとおりです。 ・ 役員の選任が適正に行われていませんでした。 ・ 定款細則が定められていませんでした。 ・ 理事への権限の委任が適切に行われていませんでした。 ・ 理事会及び評議員会の決議が適正に行われていませんでした。 ・ 基本財産の管理運用が適切に行われていませんでした。 ・ 経理規定が遵守されていませんでした。 ・ 契約等が適正に行われていませんでした。			改善済 改善済 改善済 改善済 改善中 改善済 改善済

指導監査結果通知の到達後60日以内に改善報告書の提出を求めています。